



平成 25 年 3 月 4 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市豊沢町 79 番地
会 社 名 WDBホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光
役 職 氏 名
(コード番号：2475 東証第二部)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 塚 美 樹
電 話 番 号 079 - 287 - 0111

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 4 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割により、株式 1 株あたりの投資単位を引き下げ、当社株式の流動性の向上並びに更なる投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に基づき、当社株式 100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式の分割により投資単位の金額は実質的に 2 分の 1 となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日(日曜日)(但し、同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日(金曜日))の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	:	50,150 株
今回の分割により増加する株式数	:	9,979,850 株
株式分割後の発行済株式総数	:	10,030,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	:	40,120,000 株

3. 株式分割の日程

- (1) 基準日設定公告日 平成 25 年 3 月 14 日(木曜日)
- (2) 基準日 平成 25 年 3 月 31 日(日曜日)
(実質基準日:平成 25 年 3 月 29 日(金曜日))
- (3) 効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日(月曜日)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年4月1日(月曜日)

(参考)単元株制度の採用に伴い、平成25年3月27日(水曜日)をもって東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

5. 定款の変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会の決議により、平成25年4月1日をもちまして、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

定款変更の内容につきましては、下記の通りであります。

(下線部分が変更部分を示しております。)

変更前定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>200,600株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>40,120,000株</u> とする。
(新設)	<u>第7条 (単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は100株とする。</u>
第7条～第40条(条文省略)	第8条～第41条(現行どおり)
(新設)	(附則) <u>第6条の変更および第7条の新設ならびにそれに伴う条文の繰り下げの効力発生日は平成25年4月1日とする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日をもって、削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成25年4月1日(月曜日)

6. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割による当社資本金の額の変更はありません。

以上